一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町立石二七一八、二七二四、二七二五、二七三二、二七三三、二八〇一、二八〇二、二八〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

立石二七一八・二七二四・二七二五・二七三二・二八〇六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字福井字鷲原二四一〇、二四一三、二四一六、二四一八、二四一九の一、二四一九の二、二四二〇、二四二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字前迫出口五二八一、字栗ノ木山五三一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字上畑字灰ヶ谷一〇四一の七・一〇四一の八・一〇七九の一・一〇八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市蓮台寺字山ノ神七六六・七七一・七七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字上ノ山五六九八・五七〇九の一・五七一五・五七一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五七〇〇、五七〇二の一、五七〇四、五七〇五、五七一九の一、五七二〇、五七二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山五七〇〇（次の図に示す部分に限る。）、五六九八、五七〇二の一、五七〇五、五七〇九の一、五七一五、五七一八、五七一九の一、五七二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県芳賀郡益子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字荷附場一〇八七の一・字会所平一〇八八の八・一〇九四の一・字横根一一〇〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市湯西川字橋立二一一〇の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）